



けい かん

50回^{かい}を迎え^{むか}た

じん けん どう わ もん だい ち いき こん だん かい
人権・同和問題地域懇談会

れき し ふ かえ
歴史を振り返ってみよう



りん ぼ かん けん ざい じん けん
隣保館(現在の人権センター)



じん けん
人権センター



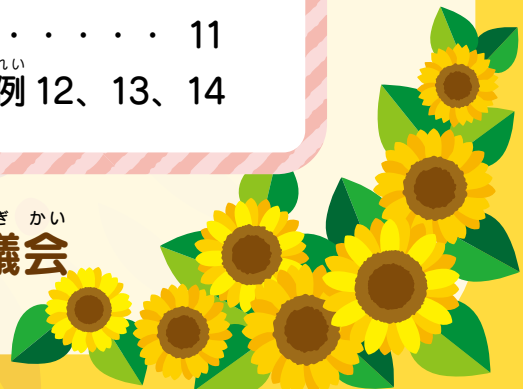
ねん しゅん こう しき じょ まく しき
1977年(竣工式・除幕式)



ねん だい き ぼ かいしゅう こ
2007年(大規模改修後)

もくじ

はじめに	1
ふくおかけんどう わ もん だい けい はつ さつ じょう ぎょう げっ かん と く 福岡県同和問題啓発強調月間の取り組み	2、3、4
じん けん しゅう かん と く じん けん けい はつ てん 人権週間の取り組み(人権啓発パネル展)	5
じん けん どう わ もん だい ち いき こん だん かい 人権・同和問題地域懇談会	6、7、8
じん けん どう わ もん だい ち いき こん だん かい むかし いま 人権・同和問題地域懇談会『昔と今』	9、10
じん けん で まえ こう ざ 人権出前講座	11
じん けん かん さん ぼう けい せん まち ぶ ら く さ べつ かい しゅう すい しん じょう れい 人権に関する三法・桂川町部落差別解消推進条例	12、13、14



はじめに

すべての人は生まれながらにして自由・平等であり、人間として大切にされる人権という権利をもっています。人権が尊重される社会をつくっていくためには、私たち一人ひとりが人権問題について正しく知り、身近な問題として考え、行動していくことが大切です。

この啓発冊子「けいかん」は、主に本町で開催されている各種啓発事業等を紹介しています。新型コロナウイルス感染症の影響で中止していた人権・同和問題地域懇談会（以下、「地域懇談会」）を本年度は4年ぶりに開催することが出来ました。本号では、福岡県同和問題啓発強調月間の「街頭啓発」や「人権講演会」及び「人権啓発パネル展」、12月の人権週間で開催した「人権啓発パネル展」、第50回を迎えた地域懇談会の結果報告や人権出前講座の様子を掲載しています。

今年度の桂川町のテーマは「高齢者の人権」でした

我が国は、出生率の低下による少子化と平均寿命の伸びにより、急速な高齢化が進行しています。

本町の高齢者人口（65歳以上）は、令和5年（2023年）4月1日現在、4614人、高齢化率35.68%と、全国平均を上回るスピードで超高齢化社会になっています。高齢者が自立し、住み慣れた地域や家庭において、健康で生きがいを持って生活していくためには、その能力に応じた就労の機会の確保や在宅・施設両面における調和のとれた保険・医療・福祉の充実などの社会環境づくりが大きな課題となっています。

高齢者が一人の人間として尊重され、これまでの経験を生かし、主体的に社会参加ができるように、すべての人たちが高齢者の人権についての意識を高めるための啓発を行っていく必要があります。



人権イメージキャラクター 人KEN まもる君 人KEN あゆみちゃん

ふく おか けん どう わ もん だい けい はつきょうちようげつ かん と く
福岡県同和問題啓発強調月間の取り組み

けいはつどう が
(1) 啓発動画

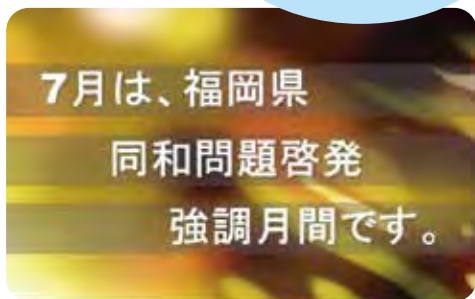
2018年からの取り組みとして、7月の「福岡県同和問題啓発強調月間」に併せて啓発動画を作成し、桂川町のホームページとケーブルテレビで放映しました。

けいはつどう が
 啓発動画で
 たくさん
 知らせたんだね！



おう づか そうしよく こ ふん かん
王塚装飾古墳館
 マスコットキャラクター
 古代くん

こん ねん ど
今年度のテーマは
 こう れい しゃ じん けん
「高齢者の人権」です



が づ 7月 は、福岡県同和問題啓発強調月間です。7月2日
 にちよう び 日曜日、住民センターで人権講演会を開催します。

みなさんご存知ですか？

2016年に人権に関する3つの法律ができたことを！！

ひとつめは、「障害者差別解消法」です。
 障がいのある人もない人も、共に生きる社会を目指しましょう！！

ふたつめは、「ヘイトスピーチ解消法」
 です。民族や国籍などの違いを認め
 互いの人権を尊重し合う社会を築きましょう！！



おう づか そうしよく こ ふん かん
王塚装飾古墳館
 マスコットキャラクター
 未来ちゃん

みつめは、「部落差別解消推進法」です。部落差別のない社会を実現することを目的としています！！

2019年に「桂川町部落差別の解消の推進に関する条例」ができました！！

詳しくは12・13・14ページを見てね！

福岡県同和問題啓発強調月間の取り組み

(2) 同和問題啓発強調月間街頭啓発・登り旗・看板の設置

本年度は、桂川町役場をはじめ公共施設において、来庁・来館された方に声をかけ、市民講座「人権講演会」の案内チラシやリーフレット・うちわなど配布しました。また、図書館前に登り旗を、町内5か所に市民講座案内看板やチラシを設置しました。この事業は7月の福岡県同和問題啓発強調月間に併せて行っています。



役場庁舎内



配布物



役場前電子掲示板



看板



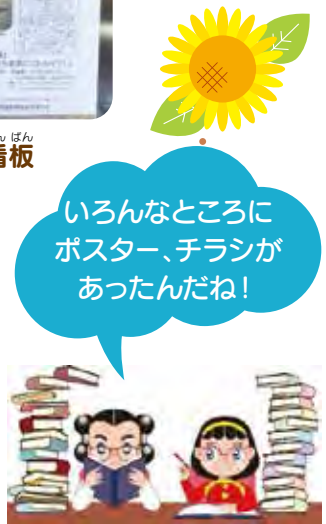
図書館前



桂川駅



マイクロバス



(3) 人権啓発パネル展 (つながる気持ち展～中学生人権作文とデザイン～)



住民センター6月30日～7月2日



町立図書館7月4日～9日

役場ロビー7月10日～21日

アンケートより

- 36回～39回に移って行くにつれて、内容面で深くなっていく気がしました。子ども達の人権感覚も年々向上しているのかと思いました。子ども達の「声」にしっかり耳を傾けていくことが大切だし、大人も改めて学び直す必要があると思います。
- 自分の考えを伝えられる事は、素晴らしい事だと思いました。
- とてもわかりやすく勉強になりました。



福岡県同和問題啓発強調月間の取り組み



(4) 桂川町市民講座「人権講演会」

高齢者の人権 ～認知症が私たち家族にくれたギフト～ 講師 信友直子さん

7月2日住民センターにおいて市民講座「人権講演会」を開催しました。今年度は、映像作家で映画監督の信友直子さんによる「高齢者の人権」～認知症がわたしたち家族にくれたギフト～という演題で講演されました。

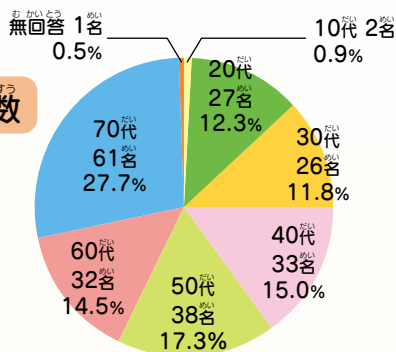
参加者数は、近年では多い253名でした。40代以上の参加者が昨年より増加しており、高齢者の人権問題、特に「認知症」「介護」におけるかかわりかたについて身近な内容であったため、関心が高かったことが伺えます。



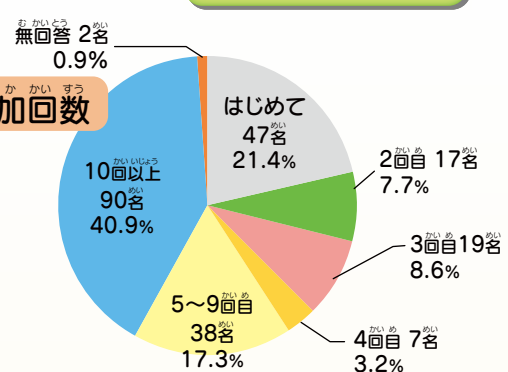
「人権講演会」アンケート結果

参加者数 253名
アンケート提出者 220名

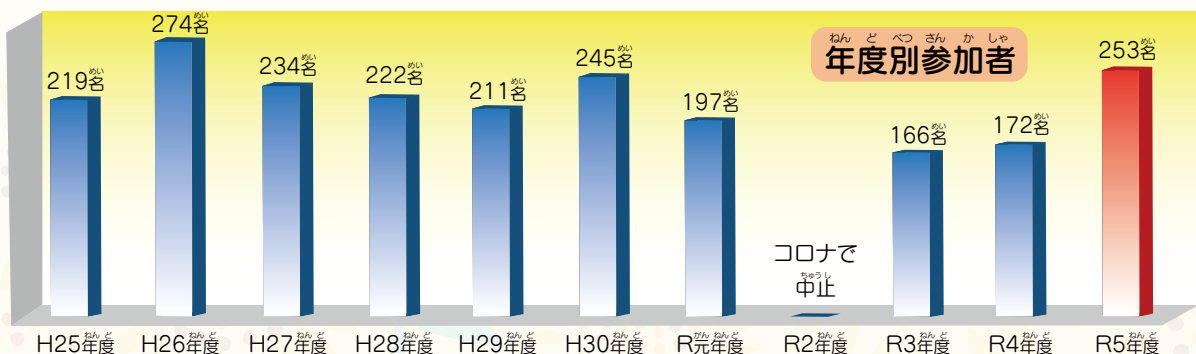
年代別参加者数



参加回数



年度別参加者



~人権講演会 アンケート紹介~

- 認知症は誰でもなる可能性がある病気なので、これから先、祖母や両親がなった時、今日聞いた話にあったように、周りの人に隠さず、家族だけで抱えないようにしていこうと思います。信友さんのお父さんかっこいいなと思い、僕もそんな男になりたいです。(20代)
- 介護といえば、する側の大変さしか考えてなかったのですが、介護される人の人権は考えつかなかったと思います。私も母が86歳で元気ですが、自分自身もいつなるかわからないと心に「お互い様」と「助け合う社会」を目指していきたいと思いました。(60代)
- 人権に対する意識を高めることで、相手の立場、地域の立場、(プロの視点も)あらゆる視点が持てて今後のくらしをより良くできると思いました。6月初めに偶然ビデオで信友さんの映画を続編とともに観ました。町報で信友さんが来られると知り、驚きと嬉しさで伺いました。映画の中のかっこいいお父さんとおちゃめなお母さん、悩みつつ笑いつつ、泣きつつカメラを回した信友さんに出逢えて感謝です。(50代)



人権週間の取り組み



~人権啓発パネル展(金子みすゞの生涯)~



町立図書館 12月5日~10日

アンケートより

役場ロビー 12月11日~22日

- 金子みすゞの展示会を見せていただきました。私は以前現地の仙崎に向いて、詩集や沢山の展示物を見ていて、その当時の思いがよみがえります。金子さんの詩集は素朴で考えさせられる内容が多く、心を改めて癒されます。この展示会の企画を頂きありがとうございます。
- 金子みすゞさんの詩とてもよかったです。人権と詩の関連等について解説があればもっとわかりやすかったと思いました。

アンケートについては、できるだけ原文のまま掲載しています。

令和5年度第50回人権・同和問題地域懇談会

4年ぶりに開催した第50回人権・同和問題地域懇談会（以下、地域懇談会）は、10月2日～11月5日の日程で町内34行政区33会場で行い、DVD視聴と懇談という形式で行いました。今年度のテーマは「高齢者の人権」で、7月に開催した市民講座と関連した形となり、継続して町民の皆さんと考えることができたのではないかと思います。

DVD・懇談会の内容

DVD「ここから歩き始める」は、認知症の親をもつ主人公とその家族の中で、繰り広げられる介護をめぐる葛藤ときずなのつむぎ直しを描いた内容でした。介護する側だけでなく、介護される側の気持ちや人としての尊厳と言う点に注視したものでした。介護は嫁の務めといった女性差別、介護休暇や育児休暇を男性が取得しにくいといった社会問題なども盛り込まれていました。

また、地域で支える認知症サポーターについても気づきのひとつとなり、地域で見守ることの大切さに気づくきっかけになったと感じました。今回は地域懇談会の中で「ユマニチュード」（人間らしい介護姿勢）の動画を視聴して頂き、一様に興味深く視聴され、ユマニチュードをもっと知りたいなど、たくさんの反響がありました。



参加状況について

今回の地域懇談会の参加者は399名で、前回より27名減でした。

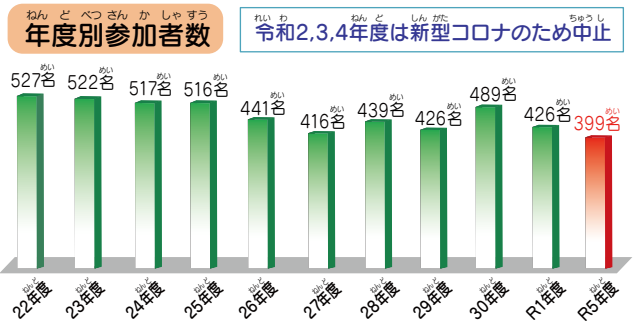
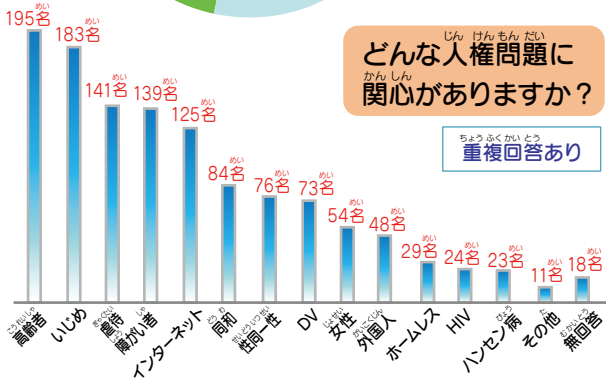
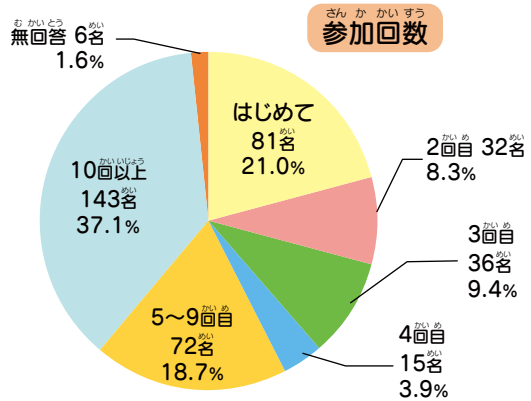
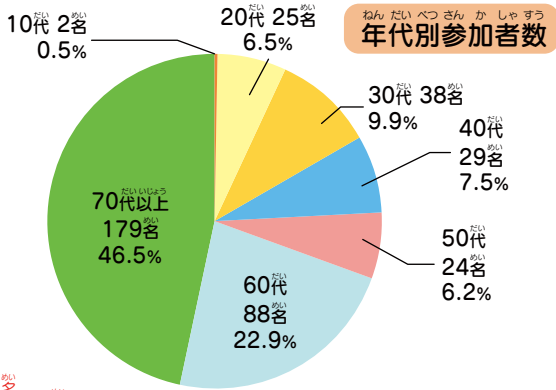
アンケートについては、385名から回答がありました。年代別参加者は70代以上が179名（46.5%）で60代が88名（22.9%）、50代以下では118名（30.6%）となっています。

参加回数では4回以上が230名（59.7%）、3回以下149名（38.7%）でした。このうち初めての参加者が81名（21.0%）でした。また、「高齢者の人権について学習したい」と事前に参加希望された介護施設の職員や実際に福祉の現場で働かれている方の参加が多く見られました。

7ページにアンケート集計結果を掲載

令和5年度 第50回人権・同和問題地域懇談会 アンケート集計結果

●開催期間 令和5年10月2日～30日 11月5日
 ●参加人数 399名
 ●アンケート提出者 385名
 ●開催場所 34行政区 33会場



～アンケート紹介～

- 初めて参加させて頂きました。私はまだ介護の経験はないので実際に介護を経験した方の話や地域の人との話が聞けて、貴重な時間になりました。ありがとうございました。(20代)
- 身近な問題で良かったです。お互いが理解できることで、かわり方が良い方向へ向かうと思います。介護はほんとうに大変ですが思いやりと認知症の理解があれば良くなるのでは・・・(70代以上)
- 活発な意見がでました。相手についての思いやりの大切さを大事にする事を知る！これから自分の将来を考えてみた時今のうちから人に迷惑にならないようしっかり対応していくことを考える。まず健康になるための第一歩”歩こう!!”挑戦!!ありがとうございました。(70代以上)
- 今回懇談会の中でDVDの内容も参加者による意見もとても印象に残った。DVDの中では、ハッピーエンドで終わったが、意見にあったように家族にしか分からない大変さがたくさんあると思う。祖父母はまだ家で元気に生活しているので、もし認知症になったら・・・と考える時間となった。(30代)
- 高齢者(認知症)の人権についてすこしわかった気がします。実際に出来るか出来ないかはその時の状況で変わって来ると思います。ユマニチュードも同じで理想的な介護の方法だと思います。今回は高齢者の人権で自分の事として考えられたが、同和問題だと・・・できるかな！心配。大変勉強になりました。(60代)

アンケートについては、できるだけ原文のまま掲載しています。

成果

「高齢者の人権」は自分事として考えられたテーマでした！

7月の市民講座「人権講演会」からつながった「高齢者の人権」でした。「介護」や「認知症」は、いつかは誰もが抱えることになり得ることであり、他人事ではなく自分事として捉えることができたのではないのでしょうか。

「ユマニチュード」という人間らしい介護姿勢の動画も観ていただいたことで、さらに「人としての尊厳」をも考えられる内容となったのではないかと思います。「心に残った」などの意見が皆さんからのアンケートにたくさんありました。

50回目を迎えた地域懇談会、しっかりと時計の針は進んでいます！

「もういいんじゃないか」「差別はなくなった」「いつまで続けるのか」という意見もありました。残念ながら、インターネット（SNS）などに姿を変えて未だに差別事象はあります。

人権・同和問題を柱時計と捉えてみました。柱時計は振り子がずっと同じ動きをしています。しかし、しっかりと時を進めています。同じようにこの地域懇談会も50回続いてきました。それだけ、町民の皆さんの人権意識が進んでいる（高まった）ということです。

課題

数多くある人権問題をいかに自分事として考えることができるか…

外国人問題やハンセン病問題、障がい者問題や同和問題などのテーマの時、自分事として考えることができるのか…大きな課題です。そのためには、この地域懇談会を通して、明日の自分たちの生活に密着したテーマや方法を検討することが、今後の桂川町に課せられています。

まずは、関心をもちましょう。

人権意識の針を進める（高める）仲間を増やすこと！！

長年続けてきた地域懇談会で、人権意識を進める（高める）仲間を一人でも増やすことは大切なことです。地域懇談会に参加した方が、ご近所の方や友だちなどに声かけしていただくことも大きな力となります。町として、町民の皆さんと一緒に人権・同和問題を自分事として考えられる地域懇談会を目指して、「人権文化のまちづくり」につなげたいと思います。



『人権・同和問題地域懇談会』の昔と今

昭和44年(1969年)7月に「同和对策特別措置法」が施行され、昭和47年(1972年)から中学校教科書に同和教育が掲載されるようになりました。特別措置法から6年を迎えた昭和50年(1975年)7月から「けいかん」が発刊されました。

「けいかん」と名付けられたのは昭和50年(1975年)の創刊号に、『荊の冠を、早く桂の冠に変えたいという願いからです』という記事が掲載されています。

地域懇談会は、昭和46年(1971年)第一回「部落問題懇談会」という呼び名で推進委員は三役が担う形で始まりました。その後「同和问题懇談会」「人権・同和问题地域懇談会」と変わり、役場職員・運動体・学校関係者が推進委員となり5人体制で行いました。現在は桂川町人権・同和问题協議会委員、人権教育啓発推進委員会委員及び役場職員の4人体制で行っています。

内容も、最初は学校の部落の歴史、教科書問題を取りあげ、法律や同和对策事業・人権意識をテーマで懇談しました。現在は様々な人権問題について、ビデオ・DVDを視聴して懇談する形に変わっています。



昔の推進委員研修会の様子



今年度の懇談会の様子

「桂川町部落差別の解消の推進に関する条例」も施行されました。憲法の基本的人権の尊重を踏まえてのことです。

「桂川町部落差別の解消の推進に関する条例」の第2条・第3条でもあるように町の責務として、国・県と連携して部落差別に必要な施策を推進する。町民は、基本的人権を尊重するとともに、部落差別を解消するための町の施策に協力し、部落差別の解消に努めるものとするがあります。町民のみなさんのご理解、ご協力をお願いします。

変わったもの



●隣組単位での地域懇談会→行政区ごとの地域懇談会へ

隣組単位で行っていた時は、隣組（〇〇区〇組）の人たちが集まり、ひざとひざを突き合わせての懇談で参加者も多かったんだね。

●参加者の人権意識が高まった！

人権に関するDVDを見ての懇談で、いろいろな意見が出されたよね。その中で、参加者の人権意識もずいぶん変わってきて、人権・同和問題を考える人が増えたよ。

●人権侵害問題がネット上（SNS）に…

面と向かったの差別発言などは少なくなったけど、インターネット上（SNS）ではひどい人権侵害がたくさん起きているよ。誹謗中傷やありもしないような書き込みがあり、心を痛めている人がいるね。そのことで命を落とす人も…。だから、正しく学習しないとイケないんだね。

変わらないもの



●差別をなくそうとする思いや意識は昔も今も同じ！

「誰かを差別してやろう」という思いは誰も意識して思っていないよね。「差別がなくなればいい」「差別されたくない」とみんな思っているはず。その思いは、昔も今も変わらないよ。

●人はみな幸せに生きる権利をもっている！

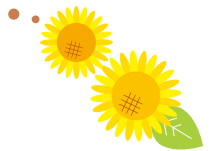
憲法14条に「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない」としているね。差別されると幸せじゃないよ！

●正しく学ばないと差別や偏見はなくなるらない！

「教えるからなくなるらない」「年寄りがいなくなればなくなる」などの意見は、残念なことにも未だに聞かれる。それなのに、インターネットにはひどい書き込みがたくさん…。それを信じる人もいるから、正しく学ぶことが大切なんだね。



じんけん で まえ こうざ 人権出前講座



桂川町では、人権問題について講師を派遣し、ご希望のテーマに沿ってより深く人権・同和問題について学んでいただくため「人権出前講座」を実施しています。

本年度は、2か所、10月8日と12月15日に人権出前講座を開催しました。講師は、大分県南落語組合会長でもある、大分県佐伯市宇目にある鷹鳥屋神社宮司の矢野大和さんです。人権の話なのですが、とにかく笑ってしまいます。楽しい講師です。しかし、その中に私たちがハッとさせられる人権の話がたくさんありました。

～アンケート紹介～



ちゅうやくのみなさんからの感想

- 共感するところがとても多く、本当に楽しく聞けた。
- 久しぶりに笑い、とても楽しかった。もう一度聞きたい。
- 笑うことは良いこと、元気になることを学んだ。
- 日本人の良いところを大切にしたい。
- 講師のおもしろく話されたことが、心に響きました。



アンケートについては、できるだけ原文のまま掲載しています。



はしごくのみなさんからの感想

- 最低の差別をしてもいけない、されてもいけない。歳を重ねる事でみんなと手を取り合い、あいさつ等でコミュニケーションをはかる。
- 気づかないところで、自分でも差別があるのに気づきました。
- よくまあ話が出るなと思います。また、土師五に来てください。
- 笑いの中に人権（同和・女性・高齢者・子どもなど）の問題をさりげなく（講演開始から終わりまで人権の話ばかりでは聞いている方がキツイので、さりげなく人権を入れているので）入れながら、みなさんを笑わせる講演だった。

じんけん で まえ こうざ 人権出前講座をしてみませんか！

対象はおおむね10人以上の町民の皆さまが実施する集会や団体（老人会・婦人会・行政区）など。テーマは「同和問題」「女性問題」「障がい者問題」「高齢者問題」など。

ひよう費用は
むりよう無料だよ！



じんけん
まずは人権センターにご一報を！

人権に関する三法

へい せい ねん じん けん かん ほう りつ し ころ
平成28年に、人権に関する3つの法律が施行されました

しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう 障害者差別解消法

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ
※ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
へいせい ねん がつ つい たち ころ
(平成 28 年 4 月 1 日施行)

やくしょ かいしゃ みせ しょう ひと しょう りゆう さべつ
役所や、会社やお店などが、障がいのある人に、障がいを理由に差別することを
きんし
禁止しています。

また、障がいのある人から、バリア(障壁)を取り除いて
ほしいと伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応する
ことが求められています。互いにその人らしさを認め合いな
がら共に生きる社会を目指しましょう。



れい わ ねん がつ つい たち
令和 6 年 4 月 1 日から
ごうり でき はいりよ ぎ む か
合理的配慮が義務化
されます！



ない かく ふ
内閣府のリーフレット

かい しょう ほう ヘイトスピーチ解消法

ほん ぽう がい いしゅ しん しゃ たい ふ とう さ べつ てき げん どう かい しょう む
※ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた
と ぐ すいしん かん ほうりつ へいせい ねん がつ みつ か し ころ
取り組みの推進に関する法律 (平成 28 年 6 月 3 日施行)

ヘイトスピーチとは、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のことで、
ひと ひと さんげん きす さ べつ い し き しょう ゆる
人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許される
ものではありません。

ヘイトスピーチをなくし、違いを認め合い、
たが じんけん そんちよう あ しゃかい とも きす
互いの人権を尊重し合う社会を共に築きま
しょう。



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

とくてい くに ひと
特定の国の人たちを
はいじよ かつ どう
排除するための活動
かいじよう か
に会場を貸すことは
でき
出来ないよ！



部落差別解消推進法

※部落差別の解消の推進に関する法律
(平成28年12月16日施行)

差別により結婚や就職が妨げられるなど、わが国固有の人権問題である部落差別解消のため、様々な取り組みが進められる中、この法律は、インターネット上などにおいて部落差別に関する情報が拡散され、情報化の進展を背景とした差別事象が生じていることをふまえ、「部落差別は許されないものである」という認識の下、公布・施行されました。

現在もなお残る部落差別が存在することを明記し、その解消のために国や地方自治体は「相談体制の充実」「教育及び啓発」に取り組むこととされ、部落差別のない社会を実現することが、この法の目的です。

部落問題を正しく理解し、自らの人権意識を高め、部落差別のない桂川町を目指しましょう。

なぜこんなことが起きるのかな



同和問題（部落差別）に関する様々な人権問題が依然として存在しています。

自分だったらどうかな



結婚・就職等における差別

同和地区と呼ばれる地域の出身者であることを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けるなどの事案が発生しています。

インターネット差別書き込み

特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別的表現が書き込まれたり、結婚・交際の場における差別的取り扱いの事案が発生しています。

えせ同和行為の排除

「えせ同和行為」は、同和問題を口実にして行政機関や企業等に不当な利益や義務のない行為（例えば、高額な書籍を売りつけるなど）です。このような行為は部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因となっています。

同和問題に関する人権侵害事件の新規救済手続き開始件数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
部落差別（同和問題）に関する人権侵害	92	221	244	308	433

出典：法務省人権擁護局 人権の擁護（令和5年9月発行）



同和問題に関する正しい理解を



桂川町部落差別の解消の推進に関する条例

第一条 目的

この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い部落差別の現状が変化していることを踏まえ、日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念に則り、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない桂川町を実現することを目的とする。

第二条 町の責務

町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に必要な施策を推進するものとする。

第三条 町民の責務

町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別を解消するための町の施策に協力し、部落差別の解消に努めるものとする。

第四条 相談体制の充実

町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実に努めるものとする。

第五条 教育及び啓発の充実

町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するため、教育及び啓発の充実に努めるものとする。

第六条 推進体制の充実

町は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

第七条 調査の実施

町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国及び県が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、必要に応じて、部落差別の解消に関する調査を行うものとする。

第八条 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

桂川町においては、令和元年12月19日に「桂川町部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しております。

平成28年に、国において人権に関する三つの法律が施行されました。「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」です。



同和問題に関する正しい理解を





そう だん し ぎょう
相談事業

ひ みつ げん しゅ
(秘密厳守)

じんけん じんけん どう わ もん だい そうだん なん
人権センターでは、人権・同和問題はもちろん、よろず相談（何でも）
う そうだん いんじょうちゅう
を受けています。（相談員常駐）
はなし き もんだい かいけつ む いっしょ かんが かいけつ さく
お話を聴きして問題解決に向け、一緒に考えながら解決策をさがしま
ひつよう おう せんもん き かん
す。また、必要に応じて専門機関へつなげます。
ひとりで つか こと はな
ひとりで抱え込まず話してみませんか。

へん しゅう ごう き
編集後記

こんねん ど ねん じんけん どう わ もん だい ち いきこんだんかい かいさい で き
今年度は、4年ぶりに人権・同和問題地域懇談会を開催することが出来
し みん ごう ざ あ こうれいしゃ じんけん おこな
ました。「市民講座」と合わせて「高齢者の人権」をテーマで行いました。
し みん ごう ざ ち いきこんだんかい おお さん か い けん
「市民講座」「地域懇談会」とも多くの参加があり、また、たくさんの意見
いただ ちょうみん みなさま り かい きょうりよく かんしゃ
を頂きました。町民の皆様のご理解・ご協力に感謝いたします。ありがとう
ございました。
じんけん どう わ もん だい かいけつ いっしょう いっせき かいけつ けつ か
人権同和問題の解決は、一朝一夕に解決できるものではなく、また結果
が すぐに見えるものではありません。
げんざい じょう ひ ぼうちゅうしょう ぶらく さ べつ かん どうごう じんけん
現在、インターネット上での誹謗中傷や部落差別に関する投稿など人権
もんだい はっせい じたいへんけん さ べつ い し き
にかかわるような問題が発生しており、このこと自体偏見や差別意識が
ふっしょく い がた じょうきょう わたし ひとり
払拭されているとは言い難い状況にあります。そのためには私たち一人ひと
じんけん い し き じゅうよう こん ぞ せつきよくてき きょういく けいはつ と く
りの人権意識が重要です。今後はさらに積極的な教育・啓発の取り組みを
すいしん かんが
推進していきたいと考えています。
ちょうみん みな いっそう り かい きょうりよく さ べつ けいせんまち とも
町民の皆さまのより一層のご理解ご協力のもと差別のない桂川町を共に
め ざ おも
目指していきたいと思ひます。

と あ さき じんけん
問い合わせ先 / 人権センター TEL0948-65-1187 FAX0948-65-5004

メールアドレス

rinpokan@town.keisen.fukuoka.jp

ホームページ

<http://www.town.keisen.fukuoka.jp/>